運転実績	年間発電量	□，□□□，□□□，□□□kWh／年
	年間売電量	□，□□□，□□□，□□□kWh／年
	所内率（注21）	□□．□％　　備考（　　）
	※計量期間　平成□□年□□月　～　平成□□年□□月	
連絡先	所　属	
	氏　名	
	電話番号	□□□□－□□□□－□□□□
	FAX番号	□□□□－□□□□－□□□□
（注22）	メールアドレス	

（注1）　認定発電設備の発電事業者が報告すること。
（注2）　届出書を提出する担当地方局は次の記号にて記載すること（認定申請時と同一の地方局）。
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、I：内閣府沖縄総合事務局
（注3）　全ての費用について、消費税抜きで記載すること（万円以下は四捨五入）。また、一括発注、一括施工の場合であっても、受注元に確認の上、各項目の内訳について記載すること。また、提出設備数が複数となる場合 には、設備毎に様式を作成すること。また、実際に再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置等のために支払った費用を記載すること（販売店等からの割引を受けた際は、当該割引分を反映した価格を記載すること）。
（注4）　既設のメタン発酵槽を活用した場合には、該当するものとして、太枠内にレ印をつけること。
（注5）　将来の当該設備の撤去に要する費用について、想定している額がある場合は記載すること。
（注6）　設備導入に必要な機械装置等の設計費を記載すること。
（注7）　設備導入事業に必要な機械装置等の購入、製造等に必要な経費を記載すること。
（注8）　系統接続に関する工事費は除く。
（注9）　当該発電所から電気事業者の電気工作物までの電源線、及び接続に関する工事費等を記載すること。
「電力会社負担金」として支出している場合は、その内訳について、項目毎に記載すること。
（注10）　建設段階の保険料等、その他の費用がある場合は、その費目ごとに金額を記載すること。
（注11）　初回の「再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報」提出から1年間における、当該認定発電設備の年間の運転に要した費用の内容を記載すること。また、外部委託等で、一括計上される場合も、その内訳について項目毎に記載すること。
（注12）　運転維持費の報告対象となる期間（原則1年間）の期初月と期末月を記載すること。
（注13）　使用した原料別に、原料名（下水汚泥等）、総額、量、原料単価を記載すること。なお、原料が逆有償の場合は、総額、原料単価の数値の前に▲印を付けること。
（注14）　使用した燃料別に、燃料名（軽油等の助燃剤）、総額、量、燃料単価、年間売電量、バイオマス比率を記載すること。
（注15）　燃料別の年間売電量を、全体の年間売電量で除すことで、算出すること。
（注16）　借地に設置する際に実際の賃借料として支払った金額等を記載すること。
（注17）　設備の修繕や保守に支払った金額を記載すること。
（注18）　セキュリティに関する費用等について記載すること。
（注19）　行政機関への申請費や、事務所経費等について記載すること（人件費を除く）。
（注20）　電気主任技術者や、保守、運転要員等に支払った金額を、その内訳毎に記載すること。
（注21）　発電量全体に占める発電設備自体で使用する電力量（所内消費量）の割合を指す。
※発電した電力を専用線により全量売電している場合においては、「発電量－売電量＝所内消費量」となる。
※発電設備以外で自家消費して余剰電力を売電する場合など、所内消費の測定が困難な場合においては、発電に必要な設備の消費電力から計算上の所内消費量を求めて所内率を算出するなど、備考欄に計算方法を示した上で、分かる範囲内で記載すること。
※発電量は、積算電力計を設置して積算することが望ましいが、出力モニター等で測定することも可能。
（注22）　「再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報」の記載内容に関する照会等に際して実務を担当する者の連絡先を記載すること。

備考
・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
・各費用項目について、証拠書類の提出は不要。ただし、実際に支払った費用とは異なる費用が記載された際は、虚偽の報告をしたものとみなし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法及び下位法令に基づき、認定の取り消しもありうる点、あらかじめ留意すること。

様式第十を次のように改める。

様式第10（第19条関係）

納付金単価算定根拠資料届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

届出者　住　所　（〒　）
（ふりがな）
氏　名　印
（法人にあっては名称及び代表者の役職・氏名）
事業者ＩＤ
（事業者ＩＤが発行されている事業者は記載すること）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第１２条第３項の規定により、次のとおり納付金単価算定根拠資料を届け出ます。

事業者種別　　下記種別から選択し、記号を記入すること。
Ｇ：一般電気事業者、Ｓ：特定電気事業者、Ｐ：特定規模電気事業者

届　出　内　容		備考
１．特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の総量（kWh）（注１）		
２．特定契約に基づき調達した再生可能エネルギーの設備の区分等ごとの再生可能エネルギー電気の量（kWh）（注２）		
①太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のもの（②を除く）		
②太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のもの（自家発電設備等を併設するものに限る。）		
③太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの		
④風力発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のもの		
⑤風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの		
⑥洋上風力発電設備		
⑦水力発電設備であって、その出力が二百キロワット未満のもの		
⑧特定水力発電設備であって、その出力が二百キロワット未満のもの		
⑨水力発電設備であって、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの		
⑩特定水力発電設備であって、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの		
⑪水力発電設備であって、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの		
⑫特定水力発電設備であって、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの		
⑬地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット未満のもの		
⑭地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上のもの		
⑮バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備		